

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【会社名】	グローブライド株式会社
【英訳名】	GLOBERIDE, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岸 明彦
【本店の所在の場所】	東京都東久留米市前沢3丁目14番16号
【電話番号】	042-475-2101
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 寺田 和英
【最寄りの連絡場所】	東京都東久留米市前沢3丁目14番16号
【電話番号】	042-475-2101
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 寺田 和英
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日の第61回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金25円 総額 287,299,650円
- ロ 効力発生日
平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

- イ 変更内容
 - (1) 監査等委員会設置会社に移行するための変更を行う。
 - (2) 取締役の員数を増員するための変更を行う。
 - (3) 剰余金の配当等を取締役会で実施できるように変更を行う。
 - (4) 業務執行を行わない取締役について責任限定契約ができるように所要の変更を行う。
 - (5) その他、必要な規定及び文言の加除修正等所要の変更を行う。
- ロ 効力発生日
平成28年6月29日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役として、岸明彦、森川良治、白井徹夫、藤掛進、寺田和英、金子京市、稲垣隆、鈴木一成、大竹有司及び高橋智隆を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、山下正作、曾宮伸治及び村松高男を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として高野利雄を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額2億5千万円以内に設定する。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内に設定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	81,805	217	0	(注)1	可決 (99.74%)
第2号議案 定款一部変更の件	72,761	9,261	0	(注)2	可決 (88.71%)
第3号議案 取締役10名選任の件					
岸 明彦	80,058	1,964	0	(注)3	可決 (97.61%)
森川良治	80,073	1,949	0		可決 (97.62%)
白井徹夫	80,033	1,989	0		可決 (97.58%)
藤掛 進	80,108	1,914	0		可決 (97.67%)
寺田和英	79,984	2,038	0		可決 (97.52%)
金子京市	80,109	1,913	0		可決 (97.67%)
稲垣 隆	80,102	1,920	0		可決 (97.66%)
鈴木一成	80,108	1,914	0		可決 (97.67%)
大竹有司	80,092	1,930	0		可決 (97.65%)
高橋智隆	81,492	530	0		可決 (99.35%)
第4号議案 監査等委員である 取締役3名選任の件					
山下正作	80,100	1,922	0	(注)3	可決 (97.66%)
曾宮伸治	80,646	1,376	0		可決 (98.32%)
村松高男	81,628	394	0		可決 (99.52%)
第5号議案 補欠の監査等委員 である取締役1名 (高野利雄)選任の件	78,599	3,423	0	(注)3	可決 (95.83%)
第6号議案 取締役の報酬額設定 の件	81,594	428	0	(注)1	可決 (99.48%)
第7号議案 監査等委員である取締 役の報酬額設定の件	81,666	356	0	(注)1	可決 (99.57%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことから、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。